

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

当機構は、平成15年10月1日に設立されています。通則法第36条第2項により最初の事業年度は、その成立した日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。

以下は、平成15年度（10月～3月期）における各勘定の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に関する業務を総合したものです。

平成15年度の経常収益は運営費交付金、利子補給金を含め41,768百万円であり、経常費用は借入金利息37,621百万円を含め42,212百万円となっております。

平成15年度において当期総損失444百万円が生じておりますが、この損失は独立行政法人会計基準に従い、貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒引当金繰入570百万円を計上したことによるものです。

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成15年度の経常収益は2,162百万円であり、このうち基金事業運用収入は2,129百万円となっております。

また、平成15年度においては、独立行政法人会計基準に基づき、賞与引当金繰入13百万円及び臨時利益として退職給付引当金戻入益12百万円を計上しております。

当期総利益は92百万円が生じておりますが、当期総利益については、通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として整理しております。

(3) 共済勘定

平成15年度の経常収益は9,427百万円であり、経常費用は23,594百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は9,319百万円、臨時損失は96百万円となっており、当期総損失は4,944百万円となっております。

経常損失は14,167百万円となっておりますが、この損失のうち9,319百万円については15年度上半期に受入れた共済契約者からの既契約掛金収入等を前期末に給付費支払準備金等に繰入れ、下半期に臨時利益として戻入したことによるものです。

また、当期総損失4,944百万円については、退職者が当初計画に比し増加したことに伴い、退職手当給付金に不足が生じたため、平成16年度計画予算の変更により退職手当給付金を増額補正して対応いたしましたが、都道府県補助金については年度内調達が不可能であったことから、当該不足分について、機構が都道府県に代わり市中金融機関から借入れを行って資金調達したため発生しているものであり、翌年度において都道府県補助金として受入れることで解消するものです。

(4) 保険勘定

平成15年度の経常収益は16,344百万円、経常費用は11,720百万円であり経常利益は4,624百万円となっております。

また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は6,039百万円となっており、当期総損失は1,415百万円となっております。

なお、臨時損失は年金受給者の増加に伴い年金の現価相当額が増加したこと等により独立行政法人会計基準に基づき、心身障害者扶養保険責任準備金79,816百万円を計上したことに伴い心身障害者扶養保険責任準備金に6,039百万円の繰入を行ったため発生したものです。

(5) 年金担保貸付勘定

平成15年度の経常収益は運営費交付金を含め1,131百万円、経常費用は借入金利息285百万円を含め1,172百万円となっており、当期総損失41百万円が生じております。

貸付事業費として借入金利に業務委託費等の必要経費相当分を上乗せした貸付金利を設定し利用者負担としているところではありますが、調達金利と貸付金利との間に必要利差益が確保されなかったことから当期総損失が生じたものです。なお、この損失については、平成15年12月受付分より貸付利率の引上げを行ったことにより解消する見込となっております。

○損益計算書(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	法人単位
経常費用						
福祉医療貸付業務費						
人件費	649					649
借入金利息	37,621					37,621
債券利息	655					655
債券発行諸費	1					1
債券発行差金償却	4					4
業務委託費	104					104
貸付回収金充当費	1,139					1,139
福祉医療貸付業務経費	62					62
減価償却費	1					1
貸倒引当金繰入	570					570
経営指導業務費						
人件費	65					65
経営指導業務経費	31					31
減価償却費	0					0
福祉保健医療情報サービス業務費						
人件費	52					52
福祉保健医療情報サービス業務経費	499					499
社会福祉事業振興業務費						
人件費		104				104
社会福祉事業振興事業費		1,877				1,877
社会福祉事業振興業務経費		46				46
減価償却費		1				1
賞与引当金繰入		13				13
退職手当共済業務費						
人件費			87			87
退職手当給付金			23,338			23,338
退職手当共済業務経費			142			142
心身障害者扶養保険業務費						
人件費				24		24
支払保険料				7,074		7,074
給付金				4,608		4,608
心身障害者扶養保険業務経費				14		14
年金担保貸付業務費						
人件費					38	38
借入金利息					285	285
債券利息					68	68
債券発行諸費					0	0
債券発行差金償却					2	2
業務委託費					661	661
年金担保貸付業務経費					49	49
減価償却費					0	0
貸倒引当金繰入					55	55
一般管理費						
人件費	418		24			442
管理経費	341	41	1	0	14	397
減価償却費	0	0	0	0	0	0
財務費用						
支払利息			2			2
経常費用合計	42,212	2,081	23,594	11,720	1,172	80,780
経常収益						
運営費交付金収益	2,093		254	39	100	2,485
福祉医療貸付事業収入	32,233					32,233
経営指導事業収入	16					16
基金事業運用収入		2,129				2,129
退職手当共済事業収入						
掛金			93			93
返納金			3			3
給付費支払資金運用等収入			0			0
心身障害者扶養保険事業収入						
受取保険料				7,074		7,074
保険金				7,936		7,936
金銭の信託等運用益				1,296		1,296
年金担保貸付事業収入					1,030	1,030
補助金等収益						
国庫補助金収益			7,469			7,469
都道府県補助金収益			1,608			1,608
利子補給金収益	7,417					7,417
資産見返運営費交付金戻入	2		0	0	0	2
財務収益						
受取利息	1	0	0	0	1	3
雑益	7	33			0	39
経常収益合計	41,768	2,162	9,427	16,344	1,131	70,833
経常利益(又は経常損失)	△ 444	81	△ 14,167	4,624	△ 41	△ 9,947
臨時損失						
退職手当給付費支払資金繰入			96			96
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				6,039		6,039
臨時利益						
退職給付引当金戻入益		12				12
退職手当給付費支払資金戻入益			9,319			9,319
当期純利益(又は当期純損失)	△ 444	92	△ 4,944	△ 1,415	△ 41	△ 6,752
当期総利益(又は当期総損失)	△ 444	92	△ 4,944	△ 1,415	△ 41	△ 6,752

<社会福祉・医療事業団>

参考として、事業団における平成14年度及び平成15年度（4月～9月期）の業績等の概要を各勘定別に記載しています。

1. 業績等の概要

(1) 一般勘定（総合）

この表は、福祉医療貸付事業、経営診断・指導事業及び福祉・保健情報サービス事業等に関する業務を整理する「一般経理」、退職手当共済事業を整理する「共済経理」及び心身障害者扶養保険事業を整理する「保険経理」の3経理を総合したものです。

平成15年度の当期利益金については、共済経理における利益金となっております。

（詳細については、40ページ（3）一般勘定（共済経理）をご参照ください。）

○損益計算書の要旨

（単位：百万円）

費用の部			収益の部		
科 目	平成14年度	平成15年度	科 目	平成14年度	平成15年度
経常費用	188,701	111,338	経常収益	190,586	112,608
貸付事業費	81,997	39,100	貸付事業収入	68,051	32,988
経営指導業務費	49	13	経営指導収入	31	16
退職手当共済事業費	63,533	50,616	退職手当共済事業収入	45,302	43,087
心身障害者扶養保険事業費	18,706	7,085	心身障害者扶養保険事業収入	21,754	6,577
一般管理費	5,402	2,669	国庫補助金収入	34,561	20,402
貸倒損失	0	23	引当金戻入	9,746	4,732
引当金繰入	4,732	427	給付費支払資金戻入	100	0
給付費支払資金繰入	126	17	給付費支払準備金戻入	1,918	0
給付費支払準備金繰入	2,254	6,463	給付費繰越金戻入	99	138
給付費繰越金繰入	138	918	扶養保険支払資金戻入	8,719	4,514
扶養保険支払資金繰入	11,766	4,007	資産見返補助金戻入	272	136
特別損失	25	2	事業外収益	35	17
当期利益金	1,859	1,502	特別利益	-	234
合 計	190,586	112,842	合 計	190,586	112,842

(2) 一般勘定（一般経理）

平成15年度においては、経常収益41,687百万円、経常費用41,919百万円となっております。なお、特別利益234百万円については、事業団が保有する厚生施設用の土地を売却したことに伴う固定資産売却益を計上したものです。

国庫補助金収入については、業務の実施に必要な経費について損益差で補てんを受けるものであり、当経理においては、前年度に費用計上した貸倒引当金をいったん収益として戻入れ、当該年度に発生した損益差相当額を事業団会計規程施行細則に定められた引当金限度額の範囲内で費用として繰入れる処理を行っているため、当期利益金又は損失金は発生しておりません。

○損益計算書の要旨

（単位：百万円）

費用の部			収益の部		
科 目	平成14年度	平成15年度	科 目	平成14年度	平成15年度
経常費用	91,606	41,919	経常収益	91,631	41,687
貸付事業費	81,997	39,100	貸付事業収入	68,051	32,988
経営指導業務費	49	13	経営指導収入	31	16
一般管理費	4,829	2,356	国庫補助金収入	13,504	3,801
貸倒損失	0	23	引当金戻入	9,746	4,732
引当金繰入	4,732	427	資産見返補助金戻入	272	136
特別損失	25	2	事業外収益	28	13
当期利益金	0	0	特別利益	-	234
合 計	91,631	41,921	合 計	91,631	41,921

(3) 一般勘定（共済経理）

平成15年度においては、経常収益59,795百万円、経常費用58,293百万円となっており、当期利益金1,502百万円が発生しております。

この利益金は、平成14年度において退職手当給付金に不足が生じたため変更認可により退職手当給付金を増額補正して対応いたしました。都道府県補助金については年度内調達が可能であったことから、当該不足分について、事業団が都道府県に代わり市中金融機関から借入れを行い、平成15年度において都道府県補助金に借入額相当額を上乗せして受入れたことによるものです。

○損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成14年度	平成15年度	科目	平成14年度	平成15年度
経常費用	66,552	58,293	経常収益	68,411	59,795
退職手当共済事業費	63,533	50,616	退職手当共済事業収入	45,302	43,087
一般管理費	502	279	国庫補助金収入	20,986	16,566
給付費支払資金繰入	126	17	給付費支払資金戻入	100	0
給付費支払準備金繰入	2,254	6,463	給付費支払準備金戻入	1,918	0
給付費繰越金繰入	138	918	給付費繰越金戻入	99	138
当期利益金	1,859	1,502	事業外収益	6	4
合計	68,411	59,795	合計	68,411	59,795

(4) 一般勘定（保険経理）

平成15年度においては、経常収益11,126百万円、経常費用も同額となっております。

扶養保険制度における保険収支は、将来にわたって、障害者に対する年金給付を確実にを行うことを目的として、国及び道府県・指定都市の公費（特別調整費）による財政支援方策等がとられており、制度の安定的な運営に努めております。

○損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成14年度	平成15年度	科目	平成14年度	平成15年度
経常費用	30,543	11,126	経常収益	30,543	11,126
心身障害者扶養保険事業費	18,706	7,085	心身障害者扶養保険事業収入	21,754	6,577
一般管理費	71	35	国庫補助金収入	71	35
扶養保険支払資金繰入	11,766	4,007	扶養保険支払資金戻入	8,719	4,514
当期利益金	0	0	事業外収益	0	0
合計	30,543	11,126	合計	30,543	11,126

(5) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成15年度においては、経常収益2,310百万円、経常費用2,189百万円となっており、当期利益金120百万円が発生しております。

当期利益金については、基金運用収入が予定より増加したこと、平成14年度助成金の精算に伴う返還金が発生したことが主な要因となっております。

なお、当期利益金については、事業団法第29条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成14年度	平成15年度	科目	平成14年度	平成15年度
経常費用	4,831	2,189	経常収益	5,020	2,310
社会福祉事業振興事業費	4,413	1,987	基金運用収入	4,953	2,265
一般管理費	418	203	事業外収益	67	45
特別損失	1	—			
当期利益金	189	120			
合計	5,020	2,310	合計	5,020	2,310

(6) 年金担保貸付勘定

平成15年度においては、経常収益1,218百万円、経常費用1,238百万円となっており、当期損失金20百万円が発生しております。

この損失金については、貸付事業費として借入金利に業務委託費等の必要経費相当分を上乗せした貸付金利を設定し利用者負担としているところではありますが、平成15年度においては、調達金利と貸付金利との間に必要利差益が確保されなかったことから当期損失が生じたものであります。

○損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科 目	平成14年度	平成15年度	科 目	平成14年度	平成15年度
経常費用	2,162	1,238	経常収益	2,288	1,218
貸付事業費	1,932	1,076	貸付事業収入	2,060	961
一般管理費	157	91	政府交付金収入	170	184
貸倒損失	3	0	引当金戻入	52	70
引当金繰入	70	71	資産見返交付金戻入	2	1
当期利益金	126	—	事業外収益	4	1
			当期損失金	—	20
合 計	2,288	1,238	合 計	2,288	1,238

2. 将来展望と対処すべき課題

少子・高齢化が急速に進行する中で、国民一人ひとりが心豊かに安心してくらすことができる社会を築くためには、社会保障の基盤を揺るぎないものとしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、ニーズの拡大に見合うサービス提供基盤の量的整備は一層進展すると考えられます。これに加え、今後は、国民のニーズの高度化に伴い、より質の高い快適なサービスを求める傾向が強まり、福祉の面では、特別養護老人ホームの個室化や保育ニーズの多様化への対応、医療の面では、患者本位の医療の実現のためのIT化等医療情報化の推進や長期療養環境の改善なども重要な政策課題となっていきます。そうしたサービスの質的向上に対応するためにも、福祉・医療貸付事業に対する需要は拡大していくものと思われま

す。また、民間福祉活動の振興を図るため、ボランティア団体等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

さらに、年金受給者数についても、高齢人口の増加とともに、毎年度約5%程度で増加していきますので、年金担保貸付事業の需要も増大することが見込まれております。

以上のことから当機構は、平成15年10月1日に厚生労働省から国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている旨の中期目標の指示を受け、その中期目標に対して、当機構は国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めるための中期計画及び年度計画を作成し、業務運営の効率化、業務の質の向上を図ってまいります。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。「独立行政法人」という制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融资制度改革への対応

財政投融资制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しており、平成17年度は1,190億円の財投機関債の発行を計画しております。

(3) 安定的な事業運営のためのリスク管理の徹底

将来にわたって、安定的な事業運営を継続していくためには、経営の合理化、効率化を進めるとともに、貸付事業に伴う金利リスク、貸倒リスク等に対応して適切なリスク管理を実施していく必要があります。このため、当機構として経営管理の強化、ALMシステムの運用などリスク管理体制の充実に努めて参ります。

(4) 透明性を確保するための情報公開の推進

当機構の業務運営や財務内容については、透明性を確保し国民の皆様への説明責任を果たすためにも、広く情報を公開することが求められております。平成14年10月1日に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の趣旨を踏まえつつ、今後とも積極的に情報公開に取り組み、当機構の業務や取組みに対する国民の皆様の幅広い理解と支持を得られるよう努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第32条、第33条及び第35条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 金利リスク等について

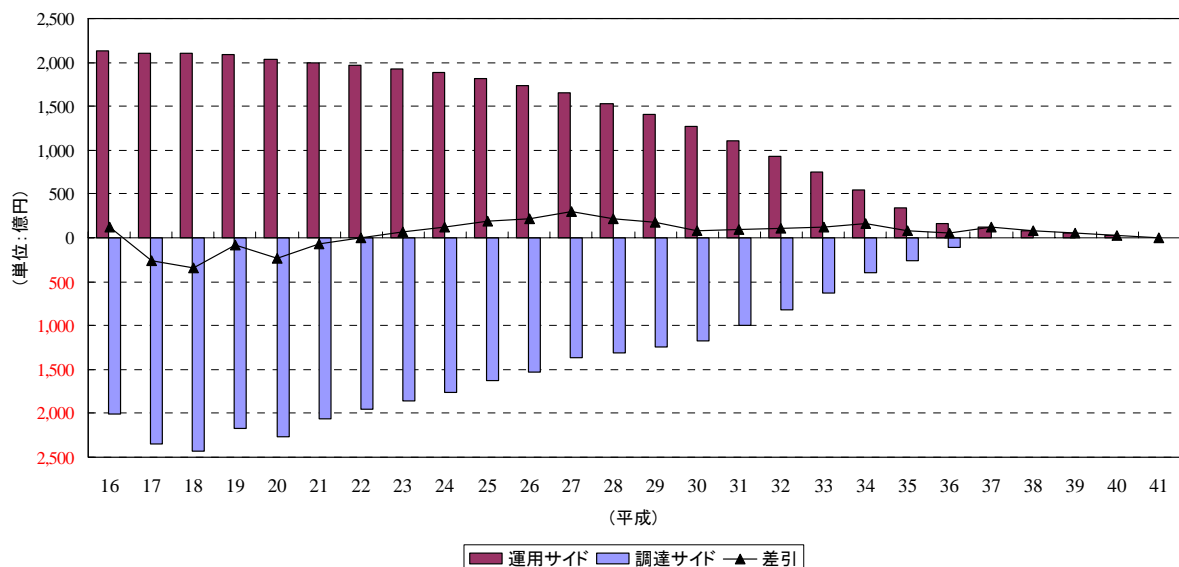
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成10年3月以前の貸付原資である財政融資資金借入金繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成10年10月1日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。(参考：平成15年度(4月～3月期)における繰上償還率は、福祉貸付0.85%、医療貸付3.6%)。

このように金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

＜平成15年度末 貸付事業(一般勘定)のマチュリティアダーグラフ＞



<平成15年度（4月～3月期）一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）	調達サイド（財政融資資金借入金・債券）
○貸付金残高 福祉貸付 11,650 億円 医療貸付 20,114 億円 計 31,764 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等年賦償還（利息年2回） (注) 一部は医療貸付と同じ 医療貸付 ・元金均等3か月賦償還（利息も同じ）	●借入金等残高 財政融資資金借入金 29,699 億円 事業団債券（政府保証債） 650 億円 貸付受入金相当分 1,414 億円 計 31,764 億円 (借入金償還方法) 元金均等年2回償還（利息も同じ） (事業団債券償還方法) 満期（3年、5年及び10年）一括償還（利息年2回）
○貸付平均利回り 福祉貸付 2.11% 医療貸付 2.25% 計 2.20%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 2.61% 事業団債券 2.12% 計 2.60%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 14.2年 医療貸付 17.3年 計 16.2年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 14.46年 事業団債券 2.54年 計 14.20年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 19.3年 医療貸付 20.8年 計 20.2年	●当初平均借入期間 財政融資資金借入金 19.75年
○デュレーション 8.22	●デュレーション 7.70

② 貸倒リスクについて

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり社会保険庁からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する財団法人年金融資福祉サービス協会*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成15年度における貸付利用者のうち99.2%が当制度を利用しております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成16年4月1日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成16年度から年金担保貸付事業同様、財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては、業務を開始した平成 13 年度から開示しております。

なお、このリスク管理債権額は、差し入れられた担保等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	事業団		当機構
	平成 14 年度	平成 15 年度 (4 月～9 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)
破綻先債権額 (A)	5,280	5,624	6,556
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	4,635	4,784	5,908
延滞債権額 (C)	20,524	19,704	15,690
3 箇月以上延滞債権額 (D)	3,449	2,572	2,981
貸出条件緩和債権額 (E)	14,210	18,901	22,308
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	43,464	46,802	47,537
総貸付残高 (G)	3,035,332	3,066,238	3,176,431
比率 (F) / (G) × 100	1.43%	1.53%	1.50%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.83%	0.80%	0.68%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分	事業団		当機構
	平成 14 年度	平成 15 年度 (4 月～9 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)
破綻先債権額 (A)	149	195	232
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	52	99	127
延滞債権額 (C)	100	180	234
3 箇月以上延滞債権額 (D)	136	161	183
貸出条件緩和債権額 (E)	17	27	33
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	403	564	684
総貸付残高 (G)	206,573	213,705	215,862
比率 (F) / (G) × 100	0.20%	0.26%	0.32%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.07%	0.13%	0.17%

注 1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

注 2) 一般勘定における総貸付残高 (G) には貸付受入金 141,420 百万円を含んでおります。

注 3) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、破産、民事再生手続開始等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額をいいます。
- ・うち 6 箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額 (A) のうち、弁済期限 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- ・3 箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を 3 箇月以上 6 箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩 (元本の返済猶予、一部債権放棄など) を行った貸付けの元金残高で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び 3 箇月以上延滞債権額 (D) に該当しないものをいいます。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成15年度末(10月～3月期)における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正 常 先	14,501	2,978,460
	要 注 意 先	107	32,983
	要管理先以外	48	6,172
	要管理先	59	26,811
	計	14,608	3,011,443
貸倒懸念債権	破 綻 懸 念 先	45	11,276
	実 質 破 綻 先	21	5,735
	計	66	17,011
破産更生債権等	破 綻 先	35	6,556
合 計		14,709	3,035,011

(年金担保貸付勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正 常 先	298,125	215,144
	要 注 意 先	411	251
	要管理先以外	55	34
	要管理先	357	217
	計	298,536	215,395
貸倒懸念債権	破 綻 懸 念 先	340	234
	実 質 破 綻 先	—	—
	計	340	234
破産更生債権等	破 綻 先	229	232
合 計		299,105	215,862

※ 平成15年度(10月～3月期)は、平成16年3月31日現在の数値です。

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高141,420百万円を控除したものです。

注3) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、利息支払いが事実上延滞など履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ・ 要管理先以外 : 要管理先以外の元本返済、利息支払いが延滞している要注意先債権
- ・ 要管理先 : 要注意先に対する債権における「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ・ 実質破綻先 : 実質的な経営破綻、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的な経営破綻に陥っている債務者
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば破産、清算、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成 15 年度 (10 月～3 月期) 末における財政状態について

当機構における法人単位全体の資産は、約 3 兆 5,989 億円となっています。これを各勘定別にみますと、一般勘定の約 3 兆 492 億円が全体の 84.73%を占めています。さらに、一般勘定における資産のうち、固定資産である長期貸付金が約 2 兆 8,102 億円であり資産全体の 92.16%を占めています。

一方、負債についても資産と同様に一般勘定が全体の 90.77%を占めています。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	法人単位
資産の部	3,049,233	282,375	622	42,886	223,758	3,598,874
負債の部	3,044,306	407	5,566	79,819	223,900	3,353,998
資本の部	4,927	281,968	△4,944	△36,933	△142	244,875
負債資本合計	3,049,233	282,375	622	42,886	223,758	3,598,874

(2) 当機構における平成 15 年度 (10 月～3 月期) における経営成績について

当機構の法人単位全体における経常収益は、約 708 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 418 億円が全体の 58.97%を占めています。

一方の経常費用においては、法人単位全体で約 808 億円、経常収益と同様に一般勘定における約 422 億円が全体の 52.26%を占めています。

さらに法人単位全体の当期損失は約 68 億円となっており、主なものは共済勘定で全体の 73.22%を占めています。なお、当機構では機構法第 15 条に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、37 ページの「第二部 発行者情報 第 2 事業の状況 1. 業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	法人単位
経常収益	41,768	2,162	9,427	16,344	1,131	70,833
経常費用	42,212	2,081	23,594	11,720	1,172	80,780
経常利益又は損失	△444	81	△14,167	4,624	△41	△9,947
臨時損失	-	-	96	6,039	-	6,135
臨時利益	-	12	9,319	-	-	9,331
当期利益又は損失	△444	92	△4,944	△1,415	△41	△6,752

(3) 当機構における平成 15 年度 (10 月～3 月期) 行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計原則に基づく財務書類において作成しております。

行政サービス実施コストは国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	法人単位
I 業務費用	9,955	△92	23,498	△4,585	141	28,917
II 損益外減価償却相当額	164	-	-	-	1	165
III 引当外退職給付増加見積額	△55	2	△16	△3	△5	△78
IV 機会費用	39	2,009	-	-	-	2,048
V 行政サービス実施コスト	10,103	1,918	23,482	△4,589	137	31,052

(4) 平成 16 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 16 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります（財務省より平成 16 年 6 月 29 日公表）。

なお、政策コスト分析では、平成 16 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）及び年金担保貸付勘定についての分析がなされています。分析は、平成 17 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
両勘定合計	329 億円	—
一般勘定（福祉医療貸付事業）	340 億円	25 年間
年金担保貸付勘定	△11 億円	6 年間

なお、当該分析の詳細は、財務省 HP (<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaitoa160629.htm>) をご参照ください。

(5) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、厚生労働省に設置されている独立行政法人評価委員会の業績評価を受けています。以下は、平成 15 年度（10 月～3 月期）における当該評価結果を当機構が抜粋したものです。

○平成 15 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業など、国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

平成 15 年度においては、ISO9001 の認証取得に向けた取組みや目標管理型人事評価制度の試行的運用など、業務の運営管理の改善のための新たな取組みが積極的に行われている。また、業務運営の効率化に伴う一般管理費の経費節減等については、計画を上回る実績を上げている。

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し貸付が行われている。当該貸付業務については、リスク管理体制の強化が重要となっていることから、リスク要因の分析等の取組みを積極的に進めていかねばならない。

心身障害者扶養保険事業については、中期目標で定める当該事業の見直しについて、検討が進められることとなっている。

他にも、国民・利用者に対するサービスの向上についての取組みがなされており、審査期間の短縮などの実績を上げている。今後とも引き続き、計画の達成に向けて、一層の努力が期待される。

これらを踏まえると、中期目標の初年度に当たる平成 15 年度の業務実績については、全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるとともに、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、具体的評価内容等の全文につきましては、

当機構ホームページ (<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>)、又は

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/08/s0824-3a.html>) に掲載されています。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成16年度は、ホストコンピュータの購入など合計で75百万円の設備等支出を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成16年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所 ・ 宿舎等	東京都 港区他	1,201	11	1	379	9,053.23 m ²	1,786	3,378

3. 設備の新設・除却等の計画

平成17年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構及び事業団における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	事業団				当機構
	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末 (4月～9月期)	平成15年度末 (10月～3月期)
一般勘定 ^(注)	12,550	12,550	12,550	12,550	5,535
長寿・子育て・ 障害者基金勘定	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000
共済勘定 ^(注)					—
保険勘定 ^(注)					—
年金担保 貸付勘定		—	—	—	—
合 計	292,550	292,550	292,550	292,550	285,535

注) 事業団においては、共済勘定及び保険勘定を一般勘定における共済経理及び保険経理として整理していましたが、当機構の設立以降については、共済勘定及び保険勘定として区分経理のうえ整理を行っております。

2. 役員状況（平成17年4月1日現在）

役職名	氏名 (生年月日) 理事の担当業務	任期	略歴
理事長	山口 剛彦 (昭和16年12月30日生)	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和40年4月 厚生省入省 平成6年9月 厚生大臣官房長 平成8年11月 厚生事務次官 平成12年1月 社会福祉・医療事業団副理事長 平成13年2月 社会福祉・医療事業団理事長 平成15年10月 当機構理事長
理事	荒賀 泰太 (昭和20年2月20日生) 総務部、企画指導部	自平成15年10月01日 至平成17年9月30日	昭和42年4月 厚生省入省 平成5年6月 厚生省保健医療局国立病院部長 平成7年6月 厚生省薬務局長 平成8年8月 (財)厚生年金事業振興団常務理事 平成13年4月 社会福祉・医療事業団副理事長 平成15年10月 当機構理事
理事	植田 光憲 (昭和16年11月28日生) 経理部、管理部	自平成15年10月1日 至平成17年9月30日	昭和40年4月 国民金融公庫勤務 平成10年6月 国民金融公庫大阪支店長 平成11年10月 国民生活金融公庫特別参与 平成12年6月 国民生活金融公庫理事 平成14年6月 社会福祉・医療事業団理事 平成15年10月 当機構理事
理事	下田 智久 (昭和19年4月8日生) 情報事業部、医療貸付部 基金事業部	自平成15年10月1日 至平成17年9月30日	昭和44年6月 埼玉県中央保健所勤務 平成10年7月 労働省労働基準局安全衛生部長 平成13年1月 厚生労働省大臣官房技術総括審議官 平成13年8月 厚生労働省健康局長 平成14年10月 社会福祉・医療事業団理事 平成15年10月 当機構理事
理事	田中 敏雄 (昭和18年3月17日生) 福祉貸付部、共済部	自平成15年10月1日 至平成17年9月30日	昭和36年3月 厚生省入省 平成9年7月 厚生省社会・援護局保護課長 平成11年9月 社会福祉・医療事業団共済部長 平成13年4月 社会福祉・医療事業団総務部長 平成15年4月 社会福祉・医療事業団理事 平成15年10月 当機構理事
監事	並河 健三 (昭和16年7月25日生)	自平成15年10月1日 至平成17年9月30日	昭和40年4月 東洋信託銀行(株)入社 平成8年5月 東洋信託銀行(株)取締役 平成11年6月 東洋信総合ファイナンス(株)取締役社長 平成14年1月 UFJ代行ビジネス(株)監査役 平成15年6月 UFJ代行ビジネス(株)特別参与 平成15年10月 当機構監事
監事 (非常勤)	加々見 隆 (昭和24年3月2日生)	自平成15年10月1日 至平成17年9月30日	昭和47年4月 厚生省入省 平成5年6月 厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長 平成6年9月 社会保険診療報酬支払基金審議役 平成10年7月 社会保険大学校長 平成11年9月 農業者年金基金理事 平成15年10月 当機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、このほか年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、「第二部発行者情報 第1発行者の概況 3. 事業の内容 (4) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

①役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される経営企画会議において、経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

②監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

③内部監査

理事長は、当機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行うことができます。

④会計監査人による監査

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。